

事業者殿

山口労働局長登録第20号
一般社団法人 山口県労働基準協会

プレス機械作業主任者技能講習開催のご案内

動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場においては、労働安全衛生法により一定の資格を有する者の内からプレス機械作業主任者を選任しなければならないことになっており、その作業主任者は、登録教習機関が行うプレス機械作業主任者技能講習を修了した者でなければなりません。

そこで、資格取得のための技能講習を下記のとおり開催いたしますので、同作業関係者を受講させられますようご案内申し上げます。

記

1 実施日及び会場 別紙案内のとおり

2 受講資格

次の(1)又は(2)の方でないとう受講できません。(労働安全衛生規則79条・同規則別表第6)

- (1) プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有する者
- (2) その他厚生労働大臣が定める者【昭和47年9月30日労働省告示第101号プレス機械作業主任者技能講習規程に定める者(職業能力開発促進法に基づく訓練を修了した後、4年以上プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者)】 ※申込書裏面1～7参照

3 講習科目及び時間

区分	講習科目	免除科目	時間数
学科	①プレス機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	下記A,B,C	6時間
	②プレス機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	下記A,B,C	2時間
	③プレス作業の方法に関する知識	下記A,B,C	5時間
	④関係法令	なし	2時間
	⑤学科修了試験		1時間

4 講習科目の一部免除

下記A, B, C (申込書裏面「免除資格8～10」)いずれかを有する方は講習科目の一部(講習科目①～③)が免除され、関係法令の受講と修了試験(法令部分)の受験のみとなります。

- A) 受講資格2-(2)その他厚生労働大臣が定める者で、申込書裏面1から4号まで、6号及び7号に掲げる者で、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者 ※申込書裏面8
- B) 職業能力開発促進法施行令に定める、金属プレス加工、鉄工、又は板金に係る1級又は2級の技能検定に合格した者 ※申込書裏面9
(実技試験選択科目：鉄工は「製罐」に限る。板金は「建築板金又は工場板金」に限る。)
- C) 職業能力開発促進法に規定する、塑性加工科の職業訓練指導員免許を受けた者 ※申込書裏面10

5 受講料及びテキスト代

受講料 全科目受講者 13,200円(消費税込)
一部科目免除者 7,700円(消費税込)

テキスト代 1,540円(消費税込)

※ 使用テキスト：「プレス作業と安全」(中災防発行 R1.5.31 第4版)

6. 受講申込に必要な書類等

(1) 本人確認証明書

下記①～⑤のいずれか一つを受講申込書裏面に貼り付けてください。

- ① 当協会発行の「技能講習統合修了証」（プラスチックカード製）の写し
- ② 自動車運転免許証の写し（裏書のある方は表裏）
- ③ 住民票の原本 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
- ④ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し
- ⑤ 労働安全衛生法による免許証（パウチ製又はプラスチックカード製統合免許証：新様式）の写し（表裏）

(2) 受講資格及び免除資格に係る修了証等

プレス機械による作業期間について、申込書記載の事業者証明が必要となります。

また、上記受講資格2の(2)に該当する方は、職業能力開発促進法（以下、能開法という。）に規定する訓練等を修了した書面（修了証の写し等に原本と相違ない旨の事業者の証明をもらったもの。）を受講申込書裏面に貼り付けてください。

(3) 写 真（2枚）

- ① たて30mm、よこ24mm。**申込前6ヶ月以内に撮影したもの。**（できればカラー）
- ② 上三分身（胸から上）、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの。
- ③ 写真専用紙以外の用紙（コピー用紙等）に印刷したものは**不可**。

※ **添付された写真の状態によっては撮り直しをお願いすることがあります。**

7. 申込書記載上の注意（よく読んでください。）

- (1) 受講申込書及び受講票は、※欄以外をすべてかい書で明確に記入してください。
- (2) 受講申込書⑦の「(1)受講資格」については、該当する資格番号1又は2のいずれかを○で囲んで下さい。
- (3) 受講申込書⑦の「(2)業務経験」の欄は、プレス機械による作業に従事した期間を記入して下さい。なお、受講申込書⑦の受講資格が1に該当する方は、5年以上、2に該当する方は4年以上の期間が必要となります。また、貴事業場の各プレス機械の保有台数を必ず記入して下さい。
- (4) 受講申込書⑧の「証明」の欄は、必ず事業者から証明を受けてください。この場合の事業者の印は個人印ではありません。**社長、工場長等の職印**を押印して下さい。
- (5) 業務経験の経験年数の期間が、2以上の事業場の勤務年数を合算しなければならないときは、それぞれについて事業者の証明が必要です。
- (6) 受講申込書裏面には、上記5の受講申込に必要な書類等に記載された書面を貼り付けて下さい。

8. 受講申込の方法

申込書及び受講票に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、受講料及びテキスト代を添えて協会支部に申し込んでください。

※受講申込期間、受講申込先及び講習定員は別紙のとおりです。

9. 注意事項、その他

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 欠席されたときや受講を中止した場合は、原則として受講料の返金はできません。
- (3) 本講習は法定の最低必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、単位時間不足で受講できません。
- (4) 修了試験がありますので、必ず筆記用具（HB又はBの鉛筆及びプラスチック消しゴム）を持参してください。
- (5) 全科目を受講し修了試験に合格された方は、後日、法定の修了証を交付します。
- (6) 台風、地震等で講習開催が不可能になった場合は、新たに講習日等を設定して実施することがあります。
- (7) 既に、当協会発行の統合修了証（プラスチックカード製）の交付を受けている方は、修了証（表面）右上の「修了者ID」番号を申込書③の欄に必ず記入してください。
なお、今お持ちの統合修了証は、本技能講習の修了証を交付するときに返還（交換）していただきます。

別紙案内で日程等の詳細を確認のうえ、希望される受講日及び会場名を必ずご記入ください。

Rev-R2.4

プレス機械作業主任者技能講習 受講申込書

① 氏名	ふりがな	※ 受講区分			※ 受講番号		全面のりづけ (たて 30mm よこ 24mm) 写真専用紙以外の用紙に印刷したものは不可 (写真貼付) 年 月 撮影 (写真は、申込前6ヶ月以内に撮影)
氏名は正確にかい書で記入し、上欄にふりがなをつけてください。		③ 修了者ID番号			←既に統合修了証をお持ちの方は、修了証右上の番号を記入してください。		
② 生年月日	昭和 平成	年	月	日生	第	号	
④ 住所 (住民登録をされている住所を記入)	(〒 -)						
⑤ 勤務先	事業場名						
	所在地	(〒 -)					
⑥ 連絡者	氏名	所属部課	TEL	FAX			
⑦ 受講資格	(1) 資格		(2) 業務経験		(3) 動力プレス保有台数		
	右欄(1)~(3)を記入し、受講資格(2)に該当する修了証等の写しを裏面「貼付欄」に貼付してください。		1. プレス機械による作業 (受講資格(1)に該当) 2. 厚生労働大臣が定める者 (受講資格(2)に該当) ※裏面に該当修了証写しを貼付		1. 機械プレス 台 2. 液圧プレス 台 3. 安全プレス 台 計 台		
⑧ 証明	上記⑤~⑦は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 事業場名 事業者職・氏名						印

受講料 (全科目13,200円・一部免除7,700円) テキスト代 (円) 合計 _____ 円 上記のとおり、受講料及びテキスト代を添えて申込みます。 令和 年 月 日 一般社団法人山口県労働基準協会 殿	※事務局確認欄 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 写真確認 <input type="checkbox"/> 受講資格確認 <input type="checkbox"/> テキスト配布日 (/) <input type="checkbox"/> テキスト当日渡し 受付担当 管理者印 本部
--	---

【個人情報の保護について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた技能講習の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

プレス機械作業主任者技能講習 受講票

① 氏名	ふりがな	※ 受講区分			※ 受講番号		全面のりづけ (たて 30mm よこ 24mm) 写真専用紙以外の用紙に印刷したものは不可 (写真貼付)
氏名は正確にかい書で記入し、上欄にふりがなをつけてください。							
② 生年月日	昭和 平成	年	月	日生			
③ 住所							
④ 事業場名							
出席確認印		注意事項	1. ※印以外の欄は、申込者(本人)において必ず記入してください。 2. 開講10分前までに、本票を受付けに提示して出席確認印を受けてください。 3. 本票は、講習中は常時机の上に置いておいてください 4. 本票は、講習終了後提出していただきますので、大切に所持してください。 5. 修了試験がありますので、筆記用具(HB又はBの鉛筆とプラスチック消しゴム)を必ず持参してください。				
第1日	第2日						

※机の上に番号札が置いてありますので、受講番号と同番号の席に座ってください。

（受講資格2-2）第1条関係 その他厚生労働大臣が定める者

1. 職業能力開発促進法(昭 44法第 64号) (以下、能開法という) 第 27条第 1項の準則訓練である普通職業訓練うち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44労働省令第24号) (以下、能開則という)別表第 2 の訓練科の欄に定める金属加工系塑性加工科又は金属加工系溶接科の訓練を修了した者。
2. 能開法の一部を改正する法律(平 4 法第67号)による改正前の能開法(以下、旧能開法という。)第 27条第 1 項の準則訓練である養成訓練のうち、能開則等の一部を改正する省令(平 5 労働省令第 1 号。)以下、「平 5 改正の能開則」という。)による改正前能開規則(以下「平 5 改正前の能開則」という。)別表第 3 の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科又は金属プレス科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭 60 法律第 56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。))第 10条の準則訓練である養成 B 訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭 53法律第 40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という)第 8 条第 1 項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者。
3. 旧能開法第 27条第 1 項の準則訓練である養成訓練のうち、平 5 年改正前の能開法規則別表第 3 の 2 の訓練科に掲げる金属成形科の訓練(訓練法第10条準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者。
4. 能開法第27条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科又は金属プレス科の訓練(旧能開法第27条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練としておこなわれたものを含む。)を修了した者。
5. 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる機械システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第六十一号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる機械制御システム工学科若しくは精密機械システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成十六年改正前の能開法規則」という。)別表第八の訓練科の欄に掲げる産業機械工学科若しくは生産機械工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十二年労働省令第十三号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「六十三年改正前の能開法規則」という。)別表第八の訓練科の欄に掲げる塑性加工科若しくは溶接科の訓練(旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者(平成十六年改正前の能開法規則別表第八の訓練科の欄に掲げる産業機械工学科の訓練又は六十三年改正前の能開法規則別表第八の訓練科の欄に掲げる溶接科の訓練(旧訓練法第八条第一項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者)にあつては、当該訓練において板金加工に関する科目を修めた者に限る。)
6. 訓練法規則の一部を改正する省令(昭53労働省令第37号。以下「昭 53 改正省令」という。)附則第 2 条第 1 項に規定する先修訓練課程の普通職業訓練(平 5 年改正する省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち昭 53 改正省令による改正前の訓練法規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第 2 の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第 8 条第 1 項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第 2 の訓練科に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練を修了した者。
7. 訓練法規則の一部を改正する省令(昭49労働省令第14号)による改正前の訓練法規則別表第8の訓練科 B の欄に掲げる板金科の訓練を修了した者。

免除資格

8. 受講資格 1 から 4 まで、6、7 に掲げる者で、プレス機械作業の業務に 4 年以上従事した経験を有する者
9. 能開法施行令(昭44政令第 285号)別表に掲げる検定職種のうち、金属プレス加工、鉄工又は板金に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(鉄工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において製罐作業を試験科目として選択した者に限り、板金に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において建築板金作業又は工場板金作業を試験科目として選択した者に限る。)
10. 能開法第28条第1項に規定する能開則別第11の免許職種の欄に掲げる塑性加工科の職業訓練指導員免許を受けた者。